

意見書

令和6年9月4日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

令和6年9月4日に開催した令和6年度第2回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業4箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業【再評価対象事業】

4番 いっばんこくどう 一般国道365号 こう (東員工区 とういんこうく その1)

4番については、平成27年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、4番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 道路事業【再評価対象事業】

5番 しゅようちほうどうかんべながさわせん 主要地方道神戸長沢線 きこうく (Ⅱ期工区)

5番については、平成27年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、5番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(3) 道路事業【再評価対象事業】

6番 しゅようちほうどうすずかかんじょうせん 主要地方道鈴鹿環状線 こう (国府バイパス)

6番については、平成27年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、6番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(4) 道路事業【再評価対象事業】

9番 しゅうちほうどうみはまきわせん にしはら 主要地方道御浜紀和線（西原バイパス）

9番については、平成22年度に事業に着手し、令和元年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、9番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。